

鳥取県建設工事の破壊検査について(通知)

技術基準の種類:技術管理 通知日 : 平成4年4月14日

受管第12号 平成4年4月14日

各市町村長殿

鳥取県土木部長

鳥取県建設工事の破壊検査について(通知)

鳥取県建設工事執行規則第1条に規定する建設工事の出来形及び品質の検査において、外部からの観察、写真等によることが困難な場合、破壊検査を行うこととしておりますが、平成4年4月1日以降の検査から別表4により行うこととしたので参考にしてください。

別表第4 破壊検査

10 次 5 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
工 賃	破壞方法	破	備 考
1 ブロック積工	抜ブロック	2 5 0 m未満 行わない 2 5 0 m以上 1,0 0 0 m未満 1 か所 1,0 0 0 m以上 2 か所	
2 砂防ダム等 本場、垂直壁 及び帯工	せん孔注水	打継ぎ目箇所を行う 5 リフト未満 1 か所 5 リフト以上1 C リフト未満 2 か所 1 0 リフト以上 3 か所 過年度施工の上に打継ぐ場 合は、その箇所1 か所を追 加する。	からでも良い せん乳深は旧コ ンクリートに20 cm程度貫入させ
3 頭首工	せん孔注水	堰頂部、阻水壁、導流壁、 各1か所	せん孔深は、コ ンクリー \厚の 8割

検査員が必要と認めた場合は、上記以外でも破壊検査を行うものとする。